

「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」の実施状況等

平成25年11月20日

推進本部決定に記載されている施策(数字、項目は決定に対応)	省庁名		実施状況
前書き			
テロ関連情報の収集及び分析能力の強化	警察庁	i ii	◎平成25年度において、核テロの脅威等に対応するための情報収集・分析に要する経費を措置した。 ◎平成25年度において、核テロの脅威等に対応するための情報収集・分析体制の強化のため、警察庁職員の増員を措置した。
	公安調査庁	i ii iii	○平成26年度において、原発等に対するテロを含むテロの未然防止等に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化に係る経費を要求している。 ◎テロの未然防止に向け、外国関係機関との連携・情報交換を緊密に行うなど、国内外の関係機関との協力体制を一層強化しているほか、国内において、国際テロ組織との関わりが疑われる人物や組織の有無等に関する情報の収集・分析に努め、得られた情報や分析結果を適時適切に関係機関に提供している。これに加え、国内の過激派を始めとするテロに及ぶ可能性のある組織の動向についても的確に把握し、情報収集・分析機能の強化に努め、情報等を適時適切に関係機関に提供している。 ◎政府のサイバーテロ・サイバーアクションテリジエンスに関する対策に資する関連情報を収集する態勢の強化に向け、外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、関係機関との協力体制の強化に努めている。
	海上保安庁	i ii	○平成24年度において、原子力関連施設に係るテロ関連情報を含む警備情報の収集・分析体制の強化等のため、本庁警備情報調整官及び管区警備情報課の設置並びに同課職員の増員を措置した。 ○平成25年度において、原子力関連施設に係るテロ関連情報を含む警備情報の収集・分析体制の強化等に係る経費を措置した。
1 防護措置の強化			
(1) (事業者に対し、)人的体制の充実(を図らせるために必要な措置)	警察庁	i ii	◎原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携して実施する原子力関連施設に対する立入検査等の機会を通じ、福島第一原子力発電所の事故及び各原子力関連施設の実情を踏まえた警備員の増員配置等、人的体制の充実について働きかけている。 ◎事業者と銃器対策部隊との合同訓練等を通じ、警備員に対し対処要領等について指導を行い、自主警備体制の強化を図っている。
	原子力規制委員会	i	○平成23年度の省令改正において、原子力発電所等の周辺防護区域の外側に新たに設けた立入制限区域における巡視・点検の実施等を義務付けた。
	海上保安庁	i	○原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携して実施する原子力関連施設に対する立入検査等の機会を通じて警備員の増員配置等の人的体制が十分に措置されているか否かの確認を実施するなど防護上必要な事項について適時適切に協力している。
(事業者に対し、)施設・設備・装備資機材等の整備拡充(を図らせるために必要な措置)	警察庁	i ii	◎規制省庁に対し、会議等を通じ、福島第一原子力発電所の事故の教訓及び「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)」に基づき、テロの標的となり得る施設の防護措置を強化するための施設・設備・装備資機材等の整備拡充の国内法令取り入れについて要望した。 ◎原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携して実施する原子力関連施設に対する立入検査等を通じて、福島第一原子力発電所の事故及び各原子力関連施設の実情を踏まえ、脆弱設備の堅牢化、侵入検知設備の追加設置、異常検知時の迅速・的確な現場確認の徹底、出入管理の徹底等について働きかけている。
	原子力規制委員会	i ii	○平成23年度の省令改正において、原子力発電所等の周辺防護区域の外側に新たに立入制限区域を設けること、屋外にある主要な設備を防護することを義務付けた。 ○平成23年度の省令改正において、原子力発電所等におけるテロ対策を向上させるため、「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)」を踏まえ、防護本部の二重化、不正傍受対策、防護区域内外の主要な設備の防護等を義務付けた。

	海上保安庁	i	◎原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携して実施する原子力関連施設に対する立入検査等の機会を通じて防護上の施設・設備等について十分に措置されているか否かの確認を実施するなど防護上必要な事項について適時適切に協力している。
(事業者に対し、)テロ発生時の対応マニュアルの見直し(を図らせるために必要な措置)	警察庁	i	◎原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携して実施する原子力関連施設に対する立入検査のほか、警察庁職員による独自の立入検査、事業者と銃器対策部隊との合同訓練(完全ブライド方式を含む)等を通じ、福島第一原子力発電所の事故及び各原子力関連施設の実情を踏まえたテロ発生時の対処能力の強化、対応マニュアルの改善について指導している。
	原子力規制委員会	i	◎原子力発電所等における危機管理計画に更なる被害の防止策等を定めることを求めた。
		ii	◎平成23年度の省令改正において、原子力発電所等における情報システムに対するテロ行為が行われた場合に対応できるような情報システムセキュリティ計画の作成を義務付けた。
	海上保安庁	i	◎原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携して実施する原子力関連施設に対する立入検査及び事業者、警察等との合同訓練等を通じ、必要な指導を実施している。
サイバー攻撃を始めとする新たな脅威への対処方策	警察庁	i	◎原子力発電所を有する電力会社を含めた重要インフラ事業者等に対して個別に訪問し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報の提供を行うとともに、事案発生時における警察への速報を要請するなどしている。
		ii	◎関係警察相互の連携を図るとともに、原子力規制庁、原子力発電所設置事業者等関係機関との連絡体制を構築することで、原子力発電所に対するサイバーテロ事案発生時の対処態勢を強化している。
	原子力規制委員会	i	◎平成23年度の省令改正において、原子力発電所等における運転制御用コンピュータシステム及び核物質防護等に必要な情報システムを外部ネットワークシステムから遮断することを義務付けた。
		ii	◎平成23年度の省令改正において、原子力発電所等における情報システムに対するテロ行為が行われた場合に対応できるような情報システムセキュリティ計画の作成を義務付けた。
(2)			
警戒要領の見直し	警察庁	i	◎原子力関連施設に常駐する銃器対策部隊について、原子炉建屋を中心とした警戒警備から、冷却設備、電源設備等の脆弱な施設を含めた警戒警備へと警戒範囲を拡大している。
	海上保安庁	i	◎東日本大震災後の事業者による福島第一原子力発電所海側の防護措置の状況、警戒区域の解除状況等を踏まえ、隨時警戒要領の見直しを実施した。
必要な人的体制の充実	警察庁	i	◎平成24年度において、テロ等緊急事態の発生に際し、各種テロ対処部隊を相互に連携させ、広域的・統合的に運用するため、警察庁に特殊警備対策官を新設し、警察庁職員を増員した。
		ii	◎平成24年度において、原子力関連施設における警戒警備体制の強化のため、地方警察官の増員(216人)を措置した。
	海上保安庁	i	◎現場対処要員を核物質防護関連の研修等に参加させているが、さらなる対処能力強化のために、さらに実践的な各種研修に参加させることを検討している。
		ii	◎平成26年度において、核セキュリティのための警備体制強化のため、海上保安本部及び海上保安部職員の増員の要求を検討している。
必要な装備資機材の整備拡充	警察庁	i	◎平成23年度において、原子力関連施設に対する警戒警備体制の強化のため、放射線防護車等の購入に係る経費等(1,575百万円)を措置した。
		ii	◎平成24年度において、原子力関連施設に対する警戒警備体制の強化のため、放射線防護服等の整備に係る経費等(373百万円)を措置した。
		iii	◎平成26年度において、原子力関連施設に対する警戒警備体制の強化のため、銃器対策部隊の装備資機材等の整備に係る経費(508百万円)を要求している。
	海上保安庁	i	◎平成23年度において、放射線防護資機材の整備拡充のため、放射線防護資機材に係る経費(161百万円)を措置した。
		ii	◎平成24年度において、海上保安官の個人装備の充実を図るための経費(609百万円)を措置した。
		iii	◎原子力発電所等へのテロに対する巡視船艇・航空機の対応体制強化について検討中である。

		iv	○放射線防護のための装備・資機材のさらなる整備拡充について検討している。
(3)			
テロ発生時の対応手順や役割の再確認	内閣官房 警察庁 防衛省 警察庁 原子力規制委員会 海上保安庁	i	◎関係省庁間で、再度検討を行って、原子力発電所等に対するテロ発生時の対応手順や役割分担について確認している。 ◎事業者、警察、海上保安庁等は、共同訓練等を通じ、テロ発生時の対応手順や役割を再確認している。
実践的な共同訓練の実施	警察庁 原子力規制委員会 海上保安庁	i	◎事業者、警察、海上保安庁等は、ブラインド方式の訓練を実施し、事案発生時の対応手順、連携要領等について検証を行い、警戒警備体制等の強化を図っている。 ii ○平成24年度以降も、治安機関の協力を得た実践的な訓練の実施を予定している。
	警察庁 海上保安庁	i	◎平成25年5月、警察と海上保安庁との間で、国家公安委員会委員長や国土交通大臣政務官の視察の下、福島第一原子力発電所に対するテロを想定した合同訓練を実施した。
	警察庁 防衛省	i	◎武装工作員等による不法行為に対処できるよう、警察と自衛隊との間で、共同実動訓練を実施している。
		ii	◎平成24年6月、初めて原子力発電所敷地を利用して、治安出動下令時を想定した警察と自衛隊との共同実動訓練を実施し、平成25年には同訓練を1回実施した。
	海上保安庁 防衛省	i	◎武装工作員の乗船する工作船に対処できるよう、海上保安庁と自衛隊との間で、共同訓練を実施している。
		ii	◎平成24年10月、海上保安庁と自衛隊との間で、初の原子力発電所に対するテロへの対処に係る実践的な共同訓練を実施した。
2 内部脅威対策の強化			
事業者によるツーマンルールの徹底	原子力規制委員会	i	◎平成23年度の省令改正において、原子力発電所等の重要な区域の常時監視として、2人ルールを義務付けた。
核要施設のアクセス管理強化	原子力規制委員会	i	◎平成23年度の省令改正において、原子力発電所等については、屋内の主要な設備の周辺に柵等を設置し、施錠するとともに侵入検知機を設置することを義務付けた。
個人の信頼性確認の制度の導入	原子力規制委員会	i	◎内閣府原子力委員会の原子力防護専門部会にて検討を実施し、個人の信頼性確認制度導入の必要性等について取りまとめた。(「我が国の核セキュリティ対策の強化について」(平成24年3月))(内閣府原子力委員会の業務は原子力規制委員会に引き継がれている)
		ii	○核セキュリティに関する検討会を開催し、個人の信頼性確認制度の導入については、当面優先して検討する課題としている。
なお書き			
核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告の国内取り入れのために必要な措置	原子力規制委員会	i	◎内閣府原子力委員会の原子力防護専門部会にて勧告文書の検討を実施し、勧告文書を踏まえた核セキュリティ対策強化に向けた基本の方針を取りまとめた。(「我が国の核セキュリティ対策の強化について」(平成24年3月))(内閣府原子力委員会の業務は原子力規制委員会に引き継がれている)
		i	○「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)」の内容を踏まえ、平成23年度の省令改正において、原子力発電所等における防護措置を強化した。
放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告の国内取り入れのために必要な措置	原子力規制委員会	i	◎内閣府原子力委員会の原子力防護専門部会にて勧告文書の検討を実施し、勧告文書を踏まえた核セキュリティ対策強化に向けた基本の方針を取りまとめた。(「我が国の核セキュリティ対策の強化について」(平成24年3月))(内閣府原子力委員会の業務は原子力規制委員会に引き継がれている)
		ii	○核セキュリティに関する検討会を開催し、放射性物質及び関連施設の核セキュリティについては、当面優先して検討する課題としている。
		iii	○国際原子力機関(IAEA)の「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」に基づき、平成21年10月に放射線障害防止法施行規則の改正を行い、人の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある密封の放射線源のトレーサビリティを確保する放射線源登録制度を導入した(平成23年1月施行)。

規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告の国内取り入れのために必要な措置	原子力規制委員会	i	◎原子力防護専門部会にて勧告文書の検討を実施し、勧告文書を踏まえた核セキュリティ対策強化に向けた基本の方針を取りまとめた。(「我が国の核セキュリティ対策の強化について」(平成24年3月))(内閣府原子力委員会の業務は原子力規制委員会に引き継がれている)
--	----------	---	--